商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る処分の基準について

(平成6年9月30日6産第2454号) (改正平成10年6月8日平成10·05·26産第6号) (改正平成19年9月28日平成19·09·26商第4号)

商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号。以下「法」という。)に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号) 第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

1.処分の基準

- (1) 法第31条の規定による商品投資顧問業者に対する業務改善命令については、商品投資顧問業者が法第32条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合、法第6条第1項第1号若しくは第2号に該当しないこととなった場合、又は商品投資顧問業に関し、不正又は不当な行為をした場合であって、法第32条に基づく許可の取消し等を行うことが適当ではなく、業務の改善が必要であると認められるときに行うものとする。
- (2) 法第35条の規定による商品投資販売業者に対する指示については、法第33 条若しくは第34条に違反した場合であって、法第36条に基づく業務停止命令 を行うことが適当ではなく、必要な措置を取ることを指示することが必要で あると認められるときに行うものとする。
- (3) 法第36条の規定による商品投資販売業者に対する業務停止命令については、 法第33条若しくは第34条に違反した場合であって、業務停止命令を行うこと が必要であると認められるときに行うものとする。

2. その他

(1) 法第32条の規定による商品投資顧問業者の許可の取消し等については、法令において審査の内容が十分具体的に規定されているため、審査基準は作成しない。

附 則(6産第2454号)

- この通達は、平成6年9月30日から施行する。 附 則(平成10·05·26産第6号)
- この通達は、平成10年6月8日から施行する。 附 則(平成19・09・26商第4号)
- この通達は、平成19年9月30日から施行する。